２０２４年8月1日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役兼執行役員社長　米田　光宏

東京都千代田区神田三崎町三丁目１番１６号
株式会社ツナググループ HC
代表取締役　御子柴　淳也

株式会社ツナググループ・ホールディングス及び株式会社ツナググループ HC は、２０２４年6月２７日、別紙１のとおり吸収合併契約を締結し、株式会社ツナググループ・ホールディングスを吸収合併存続株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）とし、株式会社ツナググループ HC を吸収合併消滅株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書類を事前開示いたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

１　吸収合併契約の内容

別紙１の「合併契約書」に記載のとおりです。

２　合併対価の相当性に関する事項

本合併は完全親子会社間の合併につき、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

３　合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４　新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

５　計算書類等に関する事項

①吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る財政状態及び経営成績並びに決算公告の内容は次のとおりです。

（財政状態及び経営成績）
https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81305/e125996d/18f2/4e9b/8b2e/0842bf9afec7/140120240627539004.pdf
（決算公告の内容）
https://tghd.co.jp/media-download/802/a216d1cdcbe1d2e8/PDF/

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

②吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行に関する事項

本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

別紙１

合　併　契　約　書

株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「甲」という。）、株式会社ツナググループＨＣ（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併当事会社の商号及び住所並びに合併の方法）

１　合併当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（甲）吸収合併存続株式会社

商号：株式会社ツナググループ・ホールディングス

住所：東京都千代田区有楽町二丁目２番１号

（乙）吸収合併消滅株式会社

商号：株式会社ツナググループＨＣ

住所：東京都千代田区神田三崎町三丁目１番１６号

２　甲を吸収合併存続株式会社、乙を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第２条（合併に際しての対価の交付及び割り当て）

本合併に際して、甲は乙の株主に対して、乙の株式に代わる株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第３条（資本金及び準備金の額）

甲は、本合併により資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第４条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２４年９月３０日とする。ただし、本合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙の合意により変更することができる。

第５条（権利義務の承継）

乙は、２０２３年９月３０日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日に至るまでの増減を加除し、資産、負債及び権利義務の一切を、効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第６条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、予め相手方の同意を得なければならない。

第７条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じたとき、又はその他本合併の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第８条（本契約の効力）

本契約は、甲乙各々の法定の決定機関の承認を得ることができないときは、その効力を失うものとする。

第９条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため本書１通を作成し、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

２０２４年6月２７日

甲：東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役兼執行役員社長　米田　光宏

乙：東京都千代田区神田三崎町三丁目１番１６号
株式会社ツナググループＨＣ
代表取締役　御子柴　淳也